### 資料-5

第38回 維持管理・環境管理専門委員会 2019年7月23日

## 今後議論していく項目

#### 【目次】

- 1. マーケットリサーチを踏まえた維持管理体制について・・・・・・P2
- 2. 植生管理における薬剤使用・・・・・・・・・・ P3

# 1. マーケットリサーチを踏まえた維持管理体制について

- ●4つの学校・団体との連携・協働が進行しています。
- ●これら主体に継続的にご協力いただける場合、今後各主体にお願いする活動内容・分担を明確にしていく 必要があります。(2企業・1団体については協議中)

| 区分            |                      | 主体             | 協議内容や決定した事項   | 今後の予定   | 役割分担                  |
|---------------|----------------------|----------------|---|---|-----------------------|
| 協働<br>•<br>連携 | 学校                   | つばさ北小学校        | • 6/6に中池で環境学習を実施  | ・9月に中池で環境学習   | 環境学習<br>(学習する側として)    |
|               |                      | 東京デザイン<br>専門学校 | ・9/2にオリエンテーション、<br>9/7に現地見学を実施。   | <ul><li>9~10月の講義内容の具体化</li><li>11月以降の成果物の活用方針<br/>の検討</li></ul>               | 普及・啓発<br>(プロモーション)    |
|               |                      | 桶川西高校          | • 2017、2018年に放送部による<br>秋イベントの司会   | • 2019年秋イベントにて科学部<br>による出前水族館、放送部によ<br>る司会                                    | 環境学習<br>(題材を提供する側として) |
|               | NPO<br>•<br>民間<br>団体 | 上尾ものつくり協同組合    | <ul><li>・今後、サクラソウトラスト地・三<br/>ツ又沼ビオトープ・荒川太郎右衛<br/>門自然再生地の3カ所に関わって<br/>いきたい。</li><li>・予め定めた社会貢献活動の日に、<br/>活動を実施したい。</li></ul> | ・9/28に中池で維持管理作業・<br>生物観察を実施   | 維持管理                  |
| マーケット<br>リサーチ |                      | M農機            | <ul><li>・6/17に協議。</li><li>・農機の試運転等の連携・協働の可能性を協議。</li><li>・研究部と共に現場を見ても良い。</li></ul>   | • 現地見学の対応等を実施予定   | 維持管理                  |
|               |                      | S銀行            | <ul><li>・7/2に協議。</li><li>・SDGsの生物多様性保全の観点から、既に各支店で森づくり等の活動を実施。</li><li>・新たな活動に関わるかは各支店の判断になる。</li></ul>                     | <ul><li>・今後、事務局から本自然再生地<br/>に関する情報を提供</li><li>・各支店から要望があれば適宜対<br/>応</li></ul> | _                     |
|               |                      | K連絡会           | <ul><li>7/23に本自然再生地について<br/>説明</li></ul>  | • 未定  |                       |

### 2. 植生管理における薬剤使用

- ●前回委員会(6月11日)において、主に中池のクズを対象に、維持管理作業の省力化に向けた 薬剤使用の可能性について協議しました。その結果、次の意見が出されました。
  - ⇒ 『環境や利水への影響に関する知見が乏しいことから、自然再生地での薬剤使用は、相当な議論が必要である。』
- ●また、国土交通省内の事務連絡において、河川区域内における農薬の使用に関しては、上水道取水口より上流区域は原 則として使用を取り止めることとしています。

事務連絡(一部抜粋) 平成2年3月19日付け

北海道開発局建設部長、各地方建設局河川部長あて

河川局河川計画課河川環境対策室長、河川局治水課流域治水調整官、建設専門官

農薬の使用に関する河川の維持管理について

(前略)流水の正常な機能の維持を主要な目的のひとつとしている河川管理者としては、自らが率先して河川の水質の一層の向上に努めることが必要であると考えており、河川区域内における農薬の使用に関しては、今後下記により取り扱われたい。

記

- 1 河川管理者が堤防除草に使用している除草剤については、上水道取水口より上流区域は原則として使用を取り止め、他の除草方法に変更すること。
- 2 河川区域内のゴルフ場に関しては、関係機関との連絡、調整を十分図るとともに、施設の管理者に対しては次のように取り扱うこと。
  - (イ) 農薬使用状況の提出を求めること。
  - (ロ) 各地方自治体が制定したゴルフ場における農薬安全指導基準等に基づき実施した調査データ等がある場合には、その 提出を求めること。
  - (ハ) ゴルフ場からの排水が直接河川に排出されないよう、池等の設置を指導するとともに、排水口の設置に当たっては上 水道の取水口等の位置に配慮させること。